

定期監査の結果

平成28年度を対象とした定期監査を実施し、その結果を10月30日(月)に議会および市長等へ報告しましたので、概要をお知らせします。



亀山市監査委員 渡部 満
同 尾崎 邦洋
同 国分 純

監査の概要

監査対象 市の機関64室等

監査の方針

- ▷市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか
- ▷市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか
- ▷市の事務事業の執行が合理的かつ効率的にまた、法令等の定めるところに従って適正に行われているか

監査の結果

主要事業、工事、委託業務、補助金等について、関係諸帳簿と書類の照合検査を行ったところ、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査の結果は、以下に記載したとおりである。

指摘事項

<共通事項>

該当なし

<個別事項>

【企画総務部広報秘書室】

契約事務について、予定価格調書に不備が見受けられた。適正に事務処理を行われたい。

【企画総務部人事情報室】

▷時間外勤務について、「時間外労働の限度に関する基準(厚生労働省)」に定める年間360時間を超える職員が市全体で複数見受けられ、前年度より増加している。職員の健康管理面からも、各室において時間外勤務の適正な管理が行われるよう指導されたい。

▷労働安全衛生規則においては、「安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようしなければならない。」と規定されているが、現在、安全衛生委員会は、年間2回の開催にとどまり、そのほかは毎月の安全衛生推進員による各職場巡視と産業医の健康相談にて対応している。今後は、労働安全衛生規則に基づく取組の充実を図り、職員の健康管理および快適な職場環境の形成に努められたい。

<複数の室に係る個別事項>

【市民文化部文化振興局まちなみ文化財室、健康福祉部地域福祉室、健康福祉部長寿健康づくり室、健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室、建設部上下水道局上水道室、教育委員会教育研究室】

時間外勤務について、「時間外労働の限度に関する基準(厚生労働省)」に定める年間360時間を超える職員がいた。事務量の見直しを行い、基準を順守されたい。

【市民文化部文化振興局まちなみ文化財室、健康福祉部地域福祉室、環境産業部廃棄物対策室、建設部上下水道局下水道室】

現金納付された使用料等の金融機関への収納処理に遅延があった。公金等取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理を行われたい。

問合せ先 監査委員事務局 (☎84-5051)

考えてみよう!

共生



人権

男女共同参画

国際化

市民文化部文化振興局
共生社会推進室 (☎84-5066)

部落差別解消推進法の施行から1年

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)が、平成28年12月16日に公布・施行されてから約1年が経過します。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及など情報化の進展により、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現することを目指しています。

私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、不当な差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を築きましょう。

<部落差別とは?>

被差別部落と言われる特定の地域で生まれ育ったり、住んでいたりすることだけで受ける差別を言います。

これは、日本社会の長い歴史の中で形づくられた身分階層構造に基づき、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的な制限や、日常生活でもさまざまな差別を受けるなど、日本固有の重大な人権問題です。